

○一般枠募集

令和9年度における一般枠募集の入学決定は、「令和9年度東京都立小学校入学決定に関する実施要綱・同細目」の「東京都立小学校入学決定に関する実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施する。

第1 日程

募集区分	一般枠募集	
出願受付	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に、立川郵便局に必着（郵便局留））により郵送したものを受け付ける。 ※ 持参による出願は認めない。 〔入力期間〕 令和8年10月1日（木）から10月20日（火）午後5時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、この「令和9年度東京都立立川国際中等教育学校附属小学校児童募集要項」（以下「募集要項」という。）において同じ。 〔書類提出期間〕 令和8年10月13日（火）から10月20日（火）まで ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を東京都立立川国際中等教育学校附属小学校（以下「本校」という。）へ提出する期間のことである。	
検査 ・ 発表	第1次	【抽選】 令和8年11月10日（火） 午前11時 ※ 志願者が一定の人数を超えた場合に実施する。
		【発表】 令和8年11月12日（木） 午前9時 結果照会サイト上で発表する。 第1次（抽選）通過者には、出願サイト上で受検票等を交付する。
	第2次	【適性検査】 令和8年11月21日（土）及び22日（日） ※ 検査時間は受検番号によって異なる（受検票に詳細を記載する。）。
		【発表】 令和8年11月30日（月） 午前9時 結果照会サイト上で発表する。
入学手続	第3次	【抽選及び発表】 令和8年11月30日（月） 午前11時 ※ 抽選結果発表後、合格者及び繰上げ合格候補者の保護者を対象にした入学手続説明会を実施する。
	令和8年11月30日（月） 抽選結果発表後から午後5時まで 12月 1日（火） 午前9時から午後3時まで	

第2 募集人員

58人（男女各29人）

ただし、海外帰国・在京外国人児童の募集人員についての入学決定（以下「海外帰国・在京外国人児童枠募集」という。）の実施の結果、未充足人員があった場合は、これを加えたものを募集人員とする。

第3 応募資格

第3-1 応募資格

本校の一般募集として定めた募集人員についての入学決定（以下「一般枠募集」という。）に入学を志願することのできる者は、令和2年4月2日から令和3年4月1日までに出生した者で、①

欄に該当し、かつ②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

なお、一般枠募集及び海外帰国・在京外国人児童枠募集の両方に志願することはできるが、海外帰国・在京外国人児童枠募集に合格した者の受検は認めない。

①

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、募集要項において同じ。）と同居している者又は以下のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式13）の提出が必要

②

- (1) 出願時に、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表）。）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者、あるいは、通学区域外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童のうち、入学日までに保護者と同居し、通学区域内へ転居することが確実な者（この場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要）

なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者又は通学区域内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書（様式13）を本校校長に提出すること。

- (2) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

（別表）本校の通学区域 ※ この表は、令和9年度本校の通学区域を記載している。

区部	新宿区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	練馬区	
市町部	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、東京都立小学校応募資格審査取扱要項（実施要綱46ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)又は(2)において、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情に

より通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。（2）において、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者のうち一人以上が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であればよい。その際、保護者の海外における勤務証明書等の提出が必要である。

- （1）前記第3-1②欄の規定にかかわらず、住所が通学区域外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに通学区域内に転入することが確実な者
- （2）海外に在住する者のうち、保護者とともに入学日までに通学区域内に転入することが確実な者
- （3）前記第3-1②欄（1）なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式応5）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等を入力するとともに、本校校長宛てに、出願に要する書類を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。インターネット出願の詳細な出願方法は別に定める。ただし、海外帰国・在京外国人児童枠募集と一般枠募集の両方に、出願する志願者の出願受付については、本募集要項海外帰国・在京外国人児童枠募集第4-2-1の規定による。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 志願者の手続

志願者は、出願サイト上に志願者情報等を入力し、本校に提出する。

ア 入学願書（「一般枠募集」（様式1））出願サイト上で入力

出願サイト上に入力した事項及び添付した写真が本人のものであること、並びに本校への応募資格があることを確認し、出願する。

イ 住民票記載事項証明書（様式応2）（令和8年9月1日以降に区市町長が発行したもの）

出願時に、通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、通学区域内から通学することが可能であることを確認し、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。）

募集要項第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で提出する。

エ 入学考査料 2,200円

出願サイト上での決済による納付とする。

オ 第1次（抽選）立会人承諾について（第1次（抽選）の立会人に指名されることを承諾するか否かについて出願サイト上で入力する。立会人は、承諾した出願者の保護者の中から本校校長が定める。）

第4-2-2 本校校長の手続

本校校長は、志願者について、本校への応募資格があることを確認し、出願を承認する。

第4-3 一般枠募集第1次（抽選）用番号の通知

志願者の出願を受け付けた本校校長は、一般枠募集の志願者に対し、第1次（抽選）用番号を出願サイト上で通知する。

第4-4 受検票の交付

本校校長は、第1次（抽選）通過者に対し、受検票を出願サイト上で交付する。第1次（抽選）通過者は、受検票を印刷し第2次（適性検査）時に持参する。

第4-5 応募状況の発表

応募状況の発表は、校内掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第4-6 インターネット出願ができない場合の出願方法等

第４－６－１ 出願方法

やむを得ない事情によりインターネット出願ができない志願者は、本校校長に連絡の上、本校校長宛てに、出願に要する全ての書類を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、海外帰国・在京外国人児童枠募集と一般枠募集の両方に出願する志願者の出願受付については、本募集要項海外帰国・在京外国人児童枠募集第４－２－１の規定による。

第４－６－２ 出願の手続

第４－６－２－１ 志願者の手続

志願者は、以下の書類を特定記録郵便（立川郵便局に郵便局留）で本校に提出する。

ア 入学願書（「一般枠募集」（様式１））

入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること、並びに本校への応募資格があることを確認し、出願する。

イ 住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年９月１日以降に区市町長が発行したもの）

出願時に、通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、通学区域内から通学することが可能であることを確認し、提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。）

本募集要項第３－２に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。

エ 一般枠募集第１次（抽選）用番号通知書（様式３）

志願者氏名欄に記名し、提出する。

オ 入学考査料 ２，２００円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付する。領収証書については、一般枠募集第１次（抽選）用番号通知書（様式３）に貼り付け、提出する。

カ 返送用封筒２枚（一般枠募集第１次（抽選）用番号通知書（様式３）及び受検票等返送用）

※ 返送料相当分の郵券を貼り付けたもの

キ 第１次（抽選）立会人承諾書（様式３別紙）（提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に提出する。）

第４－６－２－２ 本校校長の手続

第４－２－２の規定を準用する。

第４－６－３ 一般枠募集第１次（抽選）用番号通知書（様式３）の交付

郵送による志願者の出願を受け付けた本校校長は、一般枠募集の志願者に対し、第１次（抽選）用番号を記載した一般枠募集第１次（抽選）用番号通知書（様式３）を郵送により交付する。

第４－６－４ 受検票の交付

本校校長は、第１次（抽選）通過者に対し、受検票を郵送により交付する。

第５ 入学者の決定等

第５－１ 入学者の決定について

入学を希望する幼児に対し、道具を適切に使用したり、指示を理解して体を動かしたりする技能、物事について考えたり発想したりする力、協調性など、本校で求められる適性をみるものとする。

第５－２ 入学者決定の方法及び内容

(1) 第１次（抽選）

志願者が一定の人数を超えた場合は抽選を実施する。応募資格が認められ、かつ当選した者が第２次（適性検査）の受検資格がある者（以下「第１次通過者」という。）となる。本校校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。第１次（抽選）の方法及び発表については別に定める。ただし、志願者数が第２次（適性検査）実施可能な人数以下となった場合、第１次（抽選）は実施せず、全志願者が第１次通過者となる。

(2) 第２次（適性検査）

適性検査に関する評価及び判断の取扱いについては、本校校長が適切に定める。

ア 第２次（適性検査）では、本校の教育理念及び教育方針に基づく適性検査を実施する。

イ 検査方法は、筆記、集団活動、インタビュー、運動遊び等を適切に組み合わせたものとする。

なお、集団活動において集合時刻に遅参した場合、同検査を受検することは認めない。

また、全ての検査のうち、検査を一つでも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

ウ 検査内容については、受検者の発達の段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成する。
 幼児が興味や関心をもって工夫して行動したり、他者の意図を理解して対応したり、自ら考え判断したりするものなど、様々な内容を組み合わせて実施するなどして、本校の「求める児童の姿」と照らして設定した能力等を把握することができるようにする。

なお、第3次（抽選）の参加資格がある者（以下「第2次通過者」という。）の発表については別に定める。

(3) 第3次（抽選）

第2次通過者を対象に、第3次（抽選）を実施し、合格者を決定する。本校校長は公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。抽選の結果、合格者とならなかった受検者については、繰上げ合格の順番を決定し、入学候補者（合格者のうち、入学手続をした者）が募集人員に満たない場合の繰上げ合格候補者を決定する。

なお、第3次（抽選）の方法及び発表については別に定める。

第5－3 適性検査の検査時間

令和8年11月21日（土） 筆記・インタビュー・運動遊び

【男子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午前 8時15分 ～ 午前 8時35分	午前 9時45分 ～ 午前10時05分	20分
筆記	午前 9時 ～ 午前 9時45分	午前10時30分 ～ 午前11時15分	45分
インタビュー 運動遊び	午前10時 ～ 午前11時 (順番に実施)	午前11時30分 ～ 午後 0時30分 (順番に実施)	全体で60分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

【女子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	正午 ～ 午後 0時20分	午後 1時30分 ～ 午後 1時50分	20分
筆記	午後 0時45分 ～ 午後 1時30分	午後 2時15分 ～ 午後 3時	45分
インタビュー 運動遊び	午後 1時45分 ～ 午後 2時45分 (順番に実施)	午後 3時15分 ～ 午後 4時15分 (順番に実施)	全体で60分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

令和8年11月22日（日） 集団活動

【男子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午前 8時15分 ～ 午前 8時35分	午前 9時10分 ～ 午前 9時30分	20分
集団活動	午前 9時 ～ 午前 9時30分	午前 9時55分 ～ 午前10時25分	30分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

【女子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午前10時05分 ～ 午前10時25分	午前11時 ～ 午前11時20分	20分
集団活動	午前10時50分 ～ 午前11時20分	午前11時45分 ～ 午後 0時15分	30分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

第6 入学者を決定するための手続等

第6-1 入学者の決定の基本方針

本校校長は、第1次（抽選）と第2次（適性検査）を経たのち、第3次（抽選）の結果により入学者の決定を行う。

第2次（適性検査）の満点は、次のとおりとする。

筆記の満点	インタビュー・運動遊び ・集団活動の満点	総合成績 (得点合計の満点)
70点	30点	100点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

筆記の得点	インタビュー・運動遊び・集団活動の得点		
30点	30点		
↓	↓		
70点（換算後）	+	30点	= 100点

第6-2 合格候補者の決定

本校校長は、第2により定められた男女別の募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により一般枠募集における男女別の合格候補者を決定する。

第6-3 合格者等の決定

本校校長は、第3次（抽選）により一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

なお、第3次（抽選）が実施されない場合は、第2次通過者が一般枠募集の合格者となる。

第7 合格者等の発表

第1次通過者及び第2次通過者の発表は、結果照会サイト上で行う。第1次通過者には受検票を出願サイト上で交付する。ただし、やむを得ない事情により、郵送でのみ出願を行った者に対する第1次通過者の発表は、受検票又は第1次（抽選）不通過通知書（様式5）を郵送により交付することで行い、第2次通過者の発表は、校内掲示により行う。

第3次（抽選）の合格者の発表は、直接本人に通知することで行う。一般枠募集の合格者の発表後に一般枠募集合格通知書（様式6）を交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出

一般枠募集の合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。
ただし、やむを得ない事情等により入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出できない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議を行い、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式11）を交付する。

第8-2 入学手続状況の発表

令和8年12月1日（火）プレス発表時刻（午後6時（予定））以降に、校内掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。

第9 繰上げ合格者の決定

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、一般枠募集繰上げ合格通知書（様式8）を交付する。

一般枠募集繰上げ合格通知書（様式8）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式11）を交付する。

なお、本校校長は、令和9年1月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式9）により入学者決定事務の終了を通知する。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式12）を本校校長に速やかに提出する。

第11 本人得点の開示

第11-1 受検者又は受検者の保護者の手続

(1) 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、本校校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。

また、受検者等は、請求時に検査得点表（様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は本校校長が定める。）を受領する。

なお、上記の手続きによらず、SaaS型共同電子申請サービス（以下「電子申請」という。）により開示を請求することができる。

(2) 受検者等は、請求時に受領した受付票に記載された交付日以降に、本校の窓口で受付票を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（様式14）を受領する。電子申請を利用した場合は、電子メールで通知された交付日以降に、本校の窓口で通知内容を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

第11-2 本校校長の手続

- (1) 受検者等から本校校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認の上、請求を受け付けること。また、本校校長は、受付時に検査得点表（様式14）の交付日等を記載した受付票を交付する。電子申請による適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は、請求内容を審査し、請求を受け付ける。
- (2) 本校校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付する。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については本校校長が定める。
- (3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和9年8月31日（火）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき行うものとする。

第12 受検上の配慮

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等受検上の配慮を希望する者は、令和8年9月25日（金）までに、受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（解答用紙の拡大、補聴器、介助者（代筆者を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議する。
- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等受検上の配慮を希望する者は、状況発生後直ちに受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議する。

なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、幼稚園長等が出席停止を解除している場合又は症状により医師が感染のおそれがないと認める場合において、受検を認める。その際、受検上の配慮申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や幼稚園長等がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。
- (3) 受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合、申請者は速やかに本校校長に志願の取りやめの連絡をする。

第13 その他

募集要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

○海外帰国・在京外国人児童枠募集

令和9年度における海外帰国・在京外国人児童の入学者決定は、実施要綱の「海外帰国・在京外国人児童入学者決定に関する実施要綱」により実施する。

第1 日程

募集区分	海外帰国・在京外国人児童枠募集	
出願受付	令和8年10月13日（火） 午前9時から午後3時まで 10月14日（水） 午前9時から正午まで 本校の窓口を持参したものを受け付ける。 ※ 郵送による出願は認めない。	
検査 ・ 発表	第1次	【抽選及び発表】 令和8年10月16日（金） 午後2時 ※ 志願者が一定の人数を超えた場合に実施する。 抽選後、受検者には、郵送で受検票等又は第1次（抽選）不通過通知書を送付する。（発送は10月19日（月）を予定）
	第2次	【適性検査】 令和8年11月 1日（日） ※ 検査時間は受検番号によって異なる。 （受検票の送付と併せて受検者に知らせる。）
		【発表】 令和8年11月 4日（水） 午前9時 本校のホームページに掲載
	第3次	【抽選及び発表】 令和8年11月 4日（水） 午前11時 ※ 抽選結果発表後、合格者の保護者を対象にした入学手続説明会を実施する。
入学手続	令和8年11月 4日（水） 抽選結果発表後から午後5時まで 11月 5日（木） 午前9時から午後3時まで	

第2 募集人員

12人（男女各6人）

第3 応募資格

第3-1 応募資格

本校の海外帰国・在京外国人児童の募集人員についての入学者決定（以下「海外帰国・在京外国人児童枠募集」という。）において、入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、令和2年4月2日から令和3年4月1日までに出生した者で、①欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当し、かつ②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ア) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、募集要項において同じ。）に伴い連続して1年以上海外に在住している者。保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して1年以上海外に在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表）。）内に在住している場合に限る。 (イ) 保護者に伴い連続して1年以上海外に在住していた者で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和8年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。 なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して1年以上海外に在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は通学区域内に在住している場合に限る。

②

- (ア) 保護者（保護者が父母である場合であって、父母のどちらか一方が海外勤務のため海外に在住している場合は、他方の父母）と同居している者で、出願時に通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者

なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者、父母のどちらか一方と既に通学区域内に居住している者又は通学区域内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書（様式13）を本校校長に提出すること。

- (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

(別表) 本校の通学区域 ※ この表は、令和9年度本校の通学区域を記載している。

区部	新宿区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	練馬区	
市町部	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町

- (2) 外国籍を有する者は、令和2年4月2日から令和3年4月1日までに出生した者で、①欄に該当し、かつ②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①

連続して1年以上海外に在住していた者で、入国後の在日期间が入学日現在、原則として1年以内の者。ただし、入学日現在入国後1年を超える者のうち、入国日が令和8年3月1日以降の者については、入国後の在日期间が入学日現在1年以内とみなす。

②

- (ア) 保護者と同居している者で、出願時に通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者

なお、災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者又は通学区域内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書（様式13）を本校校長に提出すること。

- (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

なお、本校の一般募集として定めた募集人員についての入学者決定（以下「一般枠募集」という。）及び海外帰国・在京外国人児童枠募集の両方に志願することはできるが、海外帰国・在京外国人児童枠募集に合格した者は一般枠募集を受検することはできない。

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、東京都立小学校応募資格審査取扱要項（実施要綱46ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

(1) 前記第3-1(1)①欄(ア)若しくは(イ)又は(2)①欄に該当する者で、住所が通学区域外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。その際、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(2) 前記第3-1(1)①欄(ア)に該当する者で、保護者が特別の事情のために帰国できず、志願者のみが帰国する場合

その際、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(3) 前記第3-1(1)②欄(ア)なお書又は(2)②欄(ア)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 志願者の手続

志願者は、海外帰国・在京外国人児童枠募集と一般枠募集の両方に出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人児童枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検することはできない。

海外帰国・在京外国人児童枠募集の出願に併せて一般枠募集も出願する場合は、実施要綱第4-2-1の規定により、インターネットを活用して一般枠募集に出願する。その際、応募資格審査関係書類は1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人児童枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

(1) 海外帰国児童（日本国籍を有する者）の出願に要する書類

ア 入学願書（「海外帰国・在京外国人児童枠募集」（様式2））

入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること、並びに本校への応募資格があることを確認し、出願する。

イ 住民票記載事項証明書（様式応2）（令和8年9月1日以降に区市町長が発行したもの）

出願時に、通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、通学区域内から通学することが可能であることを確認し、出願する。

ウ 応募資格審査関係書類（東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。）

本募集要綱第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。

エ 入学日現在、海外在住期間終了後1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

オ 保護者に伴い連続して1年以上海外に在住していたことを証明する書類

※ 海外在留証明書(様式附小帰国1（保護者の勤務先企業代表者が証明する書類））等

カ 海外帰国・在京外国人児童枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式4）

志願者氏名欄に記名する。

キ 入学考査料 2,200円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を海外帰国・在京外国人児童枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式4）に貼り付ける。

- ク 受検票等返送用封筒 1 枚（返送料相当分の郵券を貼り付けたもの）
- ケ 第 1 次（抽選）立会人承諾書（様式 4 別紙）（提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に提出する。立会人は、本様式を提出した者の中から本校校長が定める。）
- (2) 在京外国人児童（外国籍を有する者）の出願に要する書類
 - ア 入学願書（「海外帰国・在京外国人児童枠募集」（様式 2））
入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること、並びに本校への応募資格があることを確認し、出願する。
 - イ 住民票記載事項証明書（様式 2）（令和 8 年 9 月 1 日以降に区市町長が発行したもの）
出願時に、通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、通学区域内から通学することが可能であることを確認し、出願する。
 - ウ 応募資格審査関係書類（東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。）
募集要項第 3－2 に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。
 - エ 入国後の在日期間が入学日現在 1 年以内であることを証明する公的機関発行の書類
 - オ 連続して 1 年以上海外に在住していたことを証明する書類
 - カ 海外帰国・在京外国人児童枠募集第 1 次（抽選）用番号通知書（様式 4）
志願者氏名欄に記名する。
 - キ 入学考査料 2, 200 円
所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を海外帰国・在京外国人児童枠募集第 1 次（抽選）用番号通知書（様式 4）に貼り付ける。
 - ク 受検票等返送用封筒 1 枚（返送料相当分の郵券を張り付けたもの）
 - ケ 第 1 次（抽選）立会人承諾書（様式 4 別紙）（提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に提出する。立会人は、本様式を提出した者の中から本校校長が定める。）

第 4－2－2 本校校長の手続

本校校長は、志願者について、本校への応募資格があることを確認し、出願を承認する。

第 4－3 海外帰国・在京外国人児童枠募集第 1 次（抽選）用番号通知書（様式 4）の交付

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、海外帰国・在京外国人児童枠募集の志願者に対し、海外帰国・在京外国人児童枠募集第 1 次（抽選）用番号通知書（様式 4）を窓口にて交付する。

第 4－4 受検票の交付

本校校長は、海外帰国・在京外国人児童枠募集の第 1 次（抽選）の通過者に対し、受検票を郵送により交付する。

第 4－5 応募状況の発表

応募状況の発表は、校内掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第 5 入学者の決定等

第 5－1 入学者の決定について

入学を希望する幼児に対し、道具を適切に使用したり、指示を理解して体を動かしたりする技能、物事について考えたり発想したりする力、協調性など、本校で求められる適性をみるものとする。

第 5－2 入学者決定の方法及び内容

(1) 第 1 次（抽選）

志願者が一定の人数を超えた場合は抽選を実施する。応募資格が認められ、かつ当選した者が第 2 次（適性検査）の受検資格がある者（以下「第 1 次通過者」という。）となる。本校校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。第 1 次（抽選）の方法及び発表については別に定める。ただし、志願者が第 2 次（適性検査）実施可能な人数以下となった場合、第 1 次（抽選）は実施せず、全志願者が第 1 次通過者となる。

(2) 第 2 次（適性検査）

適性検査に関する評価及び判断の取扱いについては、本校校長が適切に定める。

ア 第 2 次（適性検査）では、本校の教育理念及び教育方針に基づく適性検査を実施する。

イ 検査方法は、口頭による質問（一部、道具などを適切に使用する力をみる）及び運動遊びを適切に組み合わせたものとする。

なお、全ての検査のうち、検査を一つでも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、本校校長が認める正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなし、当該受検者に不利にならないように扱うものとする。

ウ 検査内容については、受検者の発達の段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成する。幼児が興味や関心をもって、工夫して行動したり、他者の意図を理解して対応したり、自ら考え、判断したりするものなど、様々な内容を組み合わせて実施するなどして、本校の「求める児童の姿」と照らして設定した能力等を把握することができるようにする。

なお、第3次（抽選）の参加資格がある者（以下「第2次通過者」という。）の発表については別に定める。

(3) 第3次（抽選）

第2次通過者を対象に、第3次（抽選）を実施し、合格者を決定する。本校校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。

なお、第3次（抽選）の方法及び発表については別に定める。

第5-3 適性検査の検査時間

	開始時刻～終了時刻				時間
	第1グループ	第2グループ	第3グループ	第4グループ	
集合	午前 8時15分 ～ 午前 8時30分	午前 9時 ～ 午前 9時15分	午前 9時45分 ～ 午前10時	午前10時30分 ～ 午前10時45分	15分
口頭による質問	午前 8時40分 ～ 午前 9時15分	午前 9時25分 ～ 午前10時	午前10時10分 ～ 午前10時45分	午前10時55分 ～ 午前11時30分	35分
運動遊び	午前 9時30分 ～ 午前10時	午前10時15分 ～ 午前10時45分	午前11時 ～ 午前11時30分	午前11時45分 ～ 午後 0時15分	全体で30分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

第6 入学者を決定するための手続等

本校校長は、学校の特色や育てたい児童の姿に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者の決定を行う。

第6-1 入学者の決定の基本方針

本校校長は、第1次（抽選）と第2次（適性検査）を経たのち、第3次（抽選）の結果により入学者の決定を行う。

第2次（適性検査）の満点は、次のとおりとする。

口頭による質問の満点	運動遊びの満点	総合成績 (得点合計の満点)
70点	30点	100点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

口頭による質問の得点	運動遊びの得点			
30点	30点			
↓	↓			
70点（換算後）	30点	+	=	100点

第6-2 合格候補者の決定

本校校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。

- (1) 本校の海外帰国・在京外国人児童枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により海外帰国・在京外国人児童枠募集における合格候補者を決定する。
- (2) 本校の海外帰国・在京外国人児童枠募集における合格候補者の人員は、本校の海外帰国・在京外国人児童枠募集における募集人員を超えない。

第6-3 合格者等の決定

本校校長は、第3次（抽選）により海外帰国・在京外国人児童枠募集の合格者を決定する。

なお、第3次（抽選）が実施されない場合は、第2次通過者が海外帰国・在京外国人児童枠募集の合格者となる。

第 7 合格者等の発表

第 1 次通過者の発表は、第 1 次通過者には、受検票を郵送により交付することで行う。第 1 次（抽選）の不通過者には、第 1 次（抽選）不通過通知書（様式 5）を郵送により交付する。

第 2 次通過者の発表は、本校ホームページへの掲載により行う。

第 3 次（抽選）の合格者の発表は、直接本人に通知することで行う。また、合格者の発表後に、海外帰国・在京外国人児童枠募集合格通知書（様式 7）を交付する。

第 8 入学手続

第 8－1 入学意思確認書の提出

一般枠募集の募集要項第 8－1 の規定を準用する。

第 8－2 入学手続状況の発表

令和 8 年 1 1 月 9 日（月）以降に、校内掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第 9 入学辞退届の提出

一般枠募集の募集要項第 10 の規定を準用する。

第 10 本人得点の開示

一般枠募集の募集要項第 11 の規定を準用する。

第 11 受検上の配慮

一般枠募集の募集要項第 12 の規定を準用する。

第 12 その他

海外帰国・在京外国人児童枠募集の募集要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。